

九州厚生局長への届出事項に関する事項

当院は、下記の施設基準の届出を行っています。

- ・ 地域一般入院料 3 （15対1）
- ・ 診療録管理体制加算 2
- ・ 看護配置加算
- ・ 看護補助加算（Ⅰ）
- ・ データ提出加算 1 及び 3
- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 3
- ・ 二次性骨折予防継続管理料 1
- ・ 二次性骨折予防継続管理料 3
- ・ 地域連携診療計画加算
- ・ CT撮影及びMRI撮影（MRI東芝1.5テスラ）
- ・ 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・ 椎間板酵素注入療法
- ・ 麻酔管理料（Ⅰ）
- ・ 吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具
又は気管挿管による気道確保を伴わないもの） 1
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）注5
- ・ 入院ベースアップ評価料（6 3）

○入院時食事療養及び入院時生活療養

- ・ 入院時食事療養（Ⅰ） ・ 入院時生活療養（Ⅰ）

電子的診療情報連携体制整備加算について

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・オンライン資格確認を利用して取得した診療情報等を、診療を行う診察室等で閲覧または活用できる体制を有しています。
- ・算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書が無償で交付しています。
- ・マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じています。
- ・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を今後取り組んでいきます。

物価対応料の算定について

令和8年診療報酬改定により新設された評価です。当院では6月1日より算定します。

外来

外来・在宅物価対応料	算定点数（来院時/回）
初診時	2点/回
再診時等	2点/回

入院

入院物価対応料	算定点数（来院時/回）
地域一般入院料3	23点/回

*医療材料費・食料材料費・水道光熱費、その他の物価高騰に対応し、安定した医療体制を維持するために算定しています。（厚生労働省の定めに基づき算定）

長期処方・リフィル処方せんについて

当院では患者さんの状態や病状の安定性に応じて

- ・28日以上長期処方を行うこと
- ・リフィル処方せんを発行すること

いずれの対応も可能です。

*なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて医師が判断します。

ベースアップ評価料（変更あり）

当院では、勤務する職員の賃金改善を実施するため、外来・在宅ベースアップ評価料を算定させていただいております。

*本加算は、医療機関に勤務する職員（医師、看護師、コメディカル、事務職員等）の処遇改善を目的とした診療報酬上の評価です。